

(別紙)

学校開放施設使用料

(令和4年4月1日から)

開放指定校	開放施設	利用時間		使用料 (1時間につき)
		学校の休業日	左記以外の日	
瑞浪小学校	体育館	午前8時～午後10時	午後6時～午後10時	200円
	運動場	午前6時～午後6時	—	150円
土岐小学校	体育館	午前8時～午後10時	午後6時～午後10時	200円
	運動場	午前6時～午後10時	午後6時～午後10時	150円
陶小学校	体育館	午前8時～午後10時	午後6時～午後10時	200円
	運動場(※)	午前6時～午後10時	午後6時～午後10時	150円
稲津小学校	体育館	午前8時～午後10時	午後6時～午後10時	200円
	運動場(※)	午前6時～午後10時	午後6時～午後10時	150円
明世小学校	体育館	午前8時～午後10時	午後6時～午後10時	200円
	運動場	午前6時～午後10時	午後6時～午後10時	150円
釜戸小学校	体育館	午前8時～午後10時	午後6時～午後10時	200円
	運動場	午前6時～午後10時	午後6時～午後10時	150円
日吉小学校	体育館	午前8時～午後10時	午後6時～午後10時	200円
	運動場	午前6時～午後10時	午後6時～午後10時	150円
瑞浪中学校	体育館	午前8時～午後10時	午後6時～午後10時	200円
	剣道場	午前8時～午後10時	午後6時～午後10時	100円
	柔道場	午前8時～午後10時	午後6時～午後10時	100円
	運動場	午前6時～午後6時	—	150円
	テニスコート (1面につき)	午前6時～午後6時	—	100円
瑞浪南中学校	体育館	午前8時～午後10時	午後6時～午後10時	200円
	武道場	午前8時～午後10時	午後6時～午後10時	100円
	運動場	午前6時～午後10時	午後6時～午後10時	150円
	テニスコート (1面につき)	午前6時～午後6時	—	100円
瑞浪北中学校	体育館	午前8時～午後10時	午後6時～午後10時	200円
	武道場	午前8時～午後10時	午後6時～午後10時	100円
	運動場	午前6時～午後6時	—	150円
	テニスコート (1面につき)	午前6時～午後6時	—	100円

備考

- 1 「屋内体育館」とは、体育館、剣道場、柔道場及び武道場をいい、「屋外運動場」とは、運動場及びテニスコートをいう。
- 2 1日の使用料は、屋内体育館は2,000円、屋外運動場は1,500円を上限とする。
- 3 ※の開放施設において、夜間照明設備を使用する場合は、電気代として1時間につき1,000円を加算する。
- 4 屋内体育館及び屋外運動場の面積を2分の1に分割し、これを1単位として利用を許可することができる。この場合の使用料は、この表に定める額の2分の1に相当する額とする。
- 5 構成員の過半数が中学生以下の利用団体のうち教育委員会が認める団体が利用する場合の使用料は、1日当たり4時間までの使用料を全額免除する。